

函館市北洋資料館
函館市芸術ホール
指定管理者募集要項

函館市教育委員会
生涯学習部生涯学習文化課

目 次

1 募集の概要	1
(1) 施設の概要	
(2) 指定期間	
(3) 募集等スケジュール（予定）	
2 応募資格	2
3 指定管理者候補者の募集	3
(1) 募集手続	
(2) 応募時の提出書類	
(3) 留意事項	
(4) 募集に関する質問	
4 指定管理者候補者の選定	5
(1) 選定方法	
(2) 評価基準	
(3) 選定結果の公表	
(4) 協定の締結	
5 管理に関する基準	5
(1) 開館時間	
(2) 休館日	
(3) 利用料金	
(4) 駐車料金	
6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項（モニタリングの実施） ...	11
(1) 事業報告書の作成および提出	
(2) 業務報告の聴取等	
(3) 利用者ニーズの把握	
(4) 管理業務の評価および公表	
7 業務の範囲および具体的内容	12
8 管理に関する経費等	13
(1) 管理に関する経費	
(2) 経費の支払い	
(3) 会計処理	
(4) 利用料金の取り扱い	
(5) その他	

9 自主事業	14
(1) 自主事業の提案	
(2) 自主事業の収入および支出	
(3) 行政財産の目的外使用	
10 その他の特記事項	14
(1) 管理上発生する責任分担	
(2) 関係法令等の遵守に関する事項	
(3) 管理業務の委託の禁止等	
(4) 指定の取消し等	
(5) 損害賠償責任	
(6) 保険の加入に関する事項	
(7) 備品の管理および帰属	
(8) 事前準備に関する事項	
(9) 原状回復および事務引き継ぎに関する事項	
11 その他	16
(1) 長期休館に係る委託料の減額について	
(2) 行政財産の目的外使用許可	
(3) 喫茶室	
12 問い合わせ先および応募先	17
評価基準	18～20
リスク分担表	21～22
様式集（別記様式1～9）	23～37

【別添1】 函館市北洋資料館・函館市芸術ホール 管理業務処理要領

【別添2】 参考資料

- 1 平面図
- 2 光熱水費および燃料費の推移
- 3 修繕実績
- 4 利用実績

函館市北洋資料館・函館市芸術ホール 指定管理者募集要項

1 募集の概要

市では、函館市北洋資料館条例および函館市芸術ホール条例で定める、函館市北洋資料館および函館市芸術ホールの指定管理者を募集します。

(1) 施設の概要

①函館市北洋資料館

ア 設置目的

北洋漁業に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供することを目的とします。

イ 施設概要

- (ア) 名 称 函館市北洋資料館（以下「北洋資料館」という。）
- (イ) 所在地 函館市五稜郭町37番8号
- (ウ) 開 館 昭和57年9月
- (エ) 建物構造 鉄筋コンクリート造 地上1階（平屋）
- (オ) 敷地面積 芸術ホールに含む
- (カ) 建物延面積 665.34㎡
- (キ) 施設の内容 施設の平面図は、別添「函館市北洋資料館・函館市芸術ホール管理業務処理要領」（以下「管理業務処理要領」という。）を参照

②函館市芸術ホール（駐車場含む）

ア 設置目的

市民に芸術文化に関する活動の場を提供し、もって本市の芸術文化の振興に寄与することを目的とします。

イ 施設概要

- (ア) 名 称 函館市芸術ホール（以下「芸術ホール」という。）
(愛称：ハーモニー五稜郭)
- (イ) 所在地 函館市五稜郭町37番8号
- (ウ) 開 館 平成10年5月
- (エ) 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階地下2階
- (オ) 敷地面積 21,696.56㎡
- (カ) 建物延面積 5,945.71㎡
- (キ) 施設の内容 施設の平面図は別添「管理業務処理要領」を参照

名称	面積	収容 目安	設備等
ホール		目的に応じて音楽舞台と多目的舞台に転換	
音楽舞台	130㎡	712席 (車イス4席含む)	舞台:最大幅17m×高さ11m×奥行9.5m
多目的舞台	321㎡	842席 (車イス4席含む)	舞台:プロセニウム幅13.8m×高さ6~8m ×奥行12.5m, 全幅30m
楽屋1号	56㎡	20人	鏡台15台あり

楽屋 2 号	11 m ²	4 人	
楽屋 3 号	14 m ²	4 人	バス・トイレ付
ギャラリー	400 m ²	128 人	展示壁面延長 111.6m うち縦 5m 曲面移動壁 23m あり
リハーサル室	182 m ²	60 人	防音壁, 展示用ピクチャーレール, 鏡(幅 7.8m)あり
練習室 1 号	27 m ²	15 人	防音壁あり
練習室 2 号	20 m ²	6 人	防音壁あり
録音調整室	10 m ²	4 人	防音壁あり
会議室	56 m ²	20 人	鏡台 9 台あり
オープンギャ ラリー(屋外)	497 m ²	500 人	舞台スペース 114 m ² 客席部分(階段状)383 m ²
カフェテラス (屋外)	185 m ²	60 人	
駐車場	6,720 m ²	229 台収容	北洋資料館, 道立函館美術館と共用 乗用車専用, 出入口3箇所 東側玄関付近に身障者用 5 台分あり

(2) 指定期間

令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日から令和 10 年(2028 年) 3 月 31 日まで(5 年間)

※ 当該施設は, 指定期間途中で, 市の政策上の理由により管理対象施設の統廃合を含めた見直しを実施する可能性があります。この場合, 管理業務内容や指定管理委託料等に変更が生じることとなりますが, リスク分担表の規定にかかわらず, 市には違約金等の支払い義務は発生しないものとします。

(3) 募集等スケジュール(予定)

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| ① 募集要項の配布 | 令和 4 年 5 月 17 日(火) ~ 7 月 5 日(火) |
| ② 募集説明会の開催 | 5 月 23 日(月) |
| ③ 申請の受付 | 5 月 17 日(火) ~ 7 月 5 日(火) |
| ④ ヒアリングの実施 | 7 月上旬 ~ 7 月下旬 |
| ⑤ 指定管理者の候補者の選定 | 8 月中旬 ~ 10 月下旬 |
| ⑥ 選定結果の通知 | 8 月下旬 ~ 11 月上旬 |
| ⑦ 仮協定の締結 | 11 月 |
| ⑧ 指定管理者の指定および協定の締結 | 12 月 |

2 応募資格

北洋資料館・芸術ホールの指定管理者の応募資格は, 以下のとおりです。

(1) 団体であること。

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は, グループの代表となる団体を定め, 代表団体が申請すること。また, グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

(2) 函館市内に主たる事務所を有する団体であること。

「主たる事務所」とは, 法人の場合, 本市においては, 本社または本店としております。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが該当
 - ・LLP（有限責任事業組合）：LLPを構成する全ての組合員が該当
- (3) 団体およびその代表者が、次の者に該当しないこと。(⑦の場合は役員を含む。)
- ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 函館市における競争入札への参加を制限されている者
 - ④ 指定管理者の指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することができなくなり、もしくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者
 - ⑤ 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（イおよびウに掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ア 議会の議員
 - イ 市長および副市長
 - ウ 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員
 - ※ これらに準ずる者とは、法人の無限責任社員、取締役、執行役、監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任を当該法人に対して有している者で、「公益社団・財団法人」、「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員も相当します。
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み、その他の団体の場合は、団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）
 - ※ ⑥および⑦については、提出された団体概要や役員名簿等に基づき、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。
- (4) 複数申請の禁止
- 同一団体が複数の申請をすることはできません。
- また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で、または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。
- なお、この場合のグループとは、指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

3 指定管理者候補者の募集

(1) 募集手続

- ① 募集要項の配布
 - ・配布期間：令和4年5月17日(火)から7月5日(火)まで
 - ・配布場所：函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課および市ホームページ上で配布
- ② 募集説明会の開催
 - ・開催日時：令和4年5月23日(月)午後2時から
 - ・開催場所：函館市役所8階第2会議室

- ・参加人数：各団体3名以内
- ③ 指定管理者指定申請書類の受付
- ・受付期間：令和4年5月17日（火）から令和4年7月5日（火）まで
 - ・受付方法：函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課あてに提出してください。
〒040-8666 函館市東雲町4番13号 函館市役所5階
Tel0138-21-3495
 - ・受付時間：持参の場合、平日の午前8時45分から午後5時30分までとします。
 - ・締め切り：7月5日（火）午後5時30分必着分までとします。

(2) 応募時の提出書類

提出書類		グループ申請の場合の提出者
①	指定管理者指定申請書（別記様式1）	代表団体
②	当該施設を管理するうえで必要な資格等を証する書類	資格を有する団体
③	誓約書（別記様式2）	代表団体と構成団体
④	団体概要書（別記様式3）	代表団体と構成団体
⑤	グループ申請に係る構成団体の委任状（別記様式4）	代表団体
⑥	グループ協定書の写し（管理業務に関し、共同連帯して実施することを目的とする協定書等の写し）	代表団体
⑦	定款，寄附行為，規約，役員名簿（生年月日入り），その他これらに類する書類	代表団体と構成団体
⑧	法人の場合，登記事項証明書 （地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合，同条第12項の証明書）	代表団体と構成団体
⑨	事業計画書（別記様式5-1，5-2，5-3）	代表団体
⑩	施設の管理に係る収支計画書（別記様式6） 別記様式6のほか，具体的な積算内訳・根拠資料について別紙で示してください（様式任意）。 このうち，人件費の積算内訳については，別記様式9にて提出すること。	代表団体
⑪	自主事業に係る収支計画書（別記様式7）	代表団体
⑫	応募団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・令和4年度の収支予算書および事業計画書 ・令和3年度の収支計算書および事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・令和4年度の収支予算書および事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書 ・法人市民税の納税を証する書類 （市税の滞納がない旨の証明書で可） なお，これら書類がなく，新たに作成することができない特別の事情等がある場合は，団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体

(3) 留意事項

- ① 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ② 指定管理者候補者選定委員会開催前において、市は、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

(4) 募集に関する質問

応募資格を有しているもので、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票（別記様式8）により、持参、郵送、ファクスまたは電子メールのいずれかにより、令和4年6月21日（火）までに函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課あてに提出してください。

なお、いただいた質問については、ホームページで随時回答します。

4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

函館市教育委員会において、提出書類を精査するとともに、必要に応じてヒアリングを実施します。その後、市が設置する指定管理者候補者選定委員会において、評価基準に照らし評価・採点を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、選定委員会では、原則として全ての応募団体に対してヒアリングを実施します。

(2) 評価基準

選定における評価基準は18～20ページのとおりです。

(3) 選定結果の公表

応募があった団体の名称、評価内容などの選定結果および選定委員会会議録（概要）は、選定委員会終了後に公表します。

(4) 協定の締結

市と指定管理者候補者に選定された団体において、委託費や業務の細目的事項について定める仮協定を締結します。その後、指定管理者の指定について議会の議決があった日をもって本協定を締結するものとし、仮協定書をもって本協定の協定書となります。

5 管理に関する基準

北洋資料館および芸術ホールの開館時間、休館日、利用料金および駐車料金は以下のとおりとします。

(1) 開館時間

① 北洋資料館

4月1日から10月31日まで 午前9時から午後7時まで

11月1日から3月31日まで 午前9時から午後5時まで

② 芸術ホール

午前9時から午後10時まで

施設の使用時間区分については、次の4区分となっております。

- ・午前（午前9時から正午まで）
- ・午後（午後1時から午後4時30分まで）
- ・夜間（午後5時30分から午後10時まで）

・全日（午前9時から午後10時まで）

(2) 休館日

1月1日から1月31日までの日および12月31日

ただし、指定管理者は、施設の管理運営上必要があるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができます。

(3) 利用料金

当該施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を導入していますので、利用料金は指定管理者の収入となります。

① 利用料金の体系

利用料金制度とは、利用者が支払う利用料金を自らの収入として施設の管理に要する経費に充てるもので、次に掲げる利用料金を上限としてあらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が利用者から徴収する額を決めるものです。

よって、指定管理者は、管理業務に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

ただし、利用料金を徴収する施設、区分および単位について変更することはできません。なお、利用料金の額等について事業計画書(別記様式5-3)に記載してください。

(芸術ホール駐車場の使用料は市の収入となるため、事業計画書(別記様式5-3)の記載は不要です。)

② 利用料金の減免

指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減額または免除することができます。

なお、詳細については別添「管理業務処理要領」をご参照ください。

※ 減免相当額を市が補填することはありません。

※ 市が指定した免除対象の使用については、委託料算定上収入には見込んでおりません。

③ 前納の取り扱い

前納による収納がある場合、指定管理者は、利用料金の収納方法をあらかじめ市長の承認を受けて定めていなければなりません。

※ 施設の使用許可について、芸術ホールでは使用日の12月前の日の属する月の初日から事前申請を受け付けることとしています。

※ 芸術ホールの事前申請の場合は、令和5年4月以降の利用分であっても現在の利用料金で受け付けることとなり、新たな指定管理者のもとで受け付ける分との間で不平等を生じないようにするため、令和6年3月末までの利用分については、現行の利用料金に相当する金額で受け付けることとします。

※ 令和5年3月以前に現在の指定管理者が収受した利用料金(前納分)は、新たな指定管理者に引き継ぐこととなります。この前納分利用料金相当額については、管理委託料の算定に見込んでいます。

また、指定管理期間終了後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を次の指定管理者に引き継ぐこととなります。

(北洋資料館の利用料金 函館市北洋資料館条例別表)

区分	利用料金	
	個人	10人以上の団体
一般	100円	1人につき 80円
学生・生徒・児童	50円	1人につき 40円

備考

- 1 次に掲げる者(第1号に掲げる者, 第3号に掲げる者(市の区域内の学校に在学する児童で教員等に引率されたものを除く。))および第6号に掲げる者にあつては, 個人で入館する場合に限る。)は, 無料とする。
 - (1) 市の区域内に住所を有する障害者(身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。)
 - (2) 小学校就学前の者
 - (3) 市の区域内の学校に在学する生徒(高等学校, 特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者を除く。以下この号において同じ。))もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの
 - (4) 市の区域内の学校に在学する学生または生徒で教員等に引率されたもの
 - (5) 市の区域内の学校に在学する学生, 生徒または児童を引率する教員等
 - (6) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの
 - (7) その他市長が特に認める者
- 2 市の区域内に住所を有する65歳以上の者(前項の規定により無料となる者を除く。)が個人で入館する場合の利用料金は, 一般の区分の者が個人で入館する場合の金額として上表に掲げる金額の2分の1に相当する額とする。

(芸術ホールの利用料金 函館市芸術ホール条例別表第1)

基本利用料金

区分		時間区分			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後4時30分まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
ホール	平日	15,000円	24,000円	32,000円	64,000円
	日曜日	18,000円	28,800円	38,400円	76,800円
	土曜日				
	休日				
楽屋	1号	720円	870円	1,010円	2,020円
	2号	190円	260円	320円	640円
	3号	490円	560円	620円	1,240円
会議室		750円	900円	1,050円	2,100円
ギャラリー		5,070円	6,000円	8,000円	16,000円
リハーサル室	平日	2,550円	3,320円	4,150円	8,300円
	日曜日	3,070円	4,090円	4,980円	9,960円
	土曜日				
	休日				

練習室	1号	1,200円	1,870円	2,730円	5,460円
	2号	800円	1,250円	1,710円	3,420円
録音調整室		2,000円	2,000円	2,000円	4,000円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 練習等のため、ホールの舞台のみを使用する場合の利用料金は、上表の規定による利用料金の額（以下「基本利用料金の額」という。）の5割に相当する額とする。
- 3 ギャラリーまたはリハーサル室を商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合の利用料金は、基本利用料金の額の20割に相当する額とする。
- 4 使用者が2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず、入場する者が入場の対価として支払う金銭をいう。以下同じ。）を徴収する場合の利用料金は、次の各号に掲げる入場する者1人1回につき徴収する入場料の額（その額が2種類以上定められているときは、最高額による。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - （1） 2,001円以上3,000円以下 基本利用料金の額の25割に相当する額
 - （2） 3,001円以上4,000円以下 基本利用料金の額の30割に相当する額
 - （3） 4,001円以上5,000円以下 基本利用料金の額の35割に相当する額
 - （4） 5,001円以上 基本利用料金の額の40割に相当する額
- 5 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とする。以下この項において同じ。）につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本利用料金の額（超過時間が午後10時以後のものであるときは、夜間の基本利用料金の額。以下この項において同じ。）の5割に相当する額を利用料金として支払わなければならない。ただし、第3項または前項の規定の適用がある場合は、超過時間1時間につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本利用料金の額の5割に相当する額を基本利用料金の額とみなしてそれぞれ第3項または前項の規定により算定した額を利用料金として支払わなければならない。
- 6 暖房を使用した場合は、基本利用料金の額（ホールについては、平日の基本利用料金の額）の5割に相当する額を利用料金として支払わなければならない。この場合において、全日使用するときは午前、午後および夜間の各時間区分の基本利用料金の額（ホールについては、平日の基本利用料金の額）を合計した額の、許可を受けた時間区分を超えて使用したときは前項本文の規定により利用料金として支払わなければならない額（ホールについては、平日の基本利用料金の額により算定した額）の5割に相当する額を利用料金として支払わなければならない。
- 7 興行の目的で使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の額および第2項から前項までの規定による利用料金の額に100分の110を乗じて得た額とする。

（芸術ホールの利用料金 函館市芸術ホール条例別表第2）

附属設備、備付物件利用料金

区分		利用料金		摘要
		単位	金額	
舞台設備	リノリウム	1式	2,400円	
	めくり台	1台	100円	
	所作台	1式	2,400円	

	花道用所作台	1 式	500円	
	仮設花道	1 式	5,000円	
	平台	1 枚	100円	
	箱足	1 個	60円	
	高足	1 個	60円	
	中足	1 個	60円	
	木支木	1 本	100円	
	人形立	1 台	100円	
	長座布団	1 枚	60円	
	毛せん	1 枚	300円	
	上敷	1 本	160円	
	金びょうぶ	1 双	960円	
	銀びょうぶ	1 双	900円	
	鳥の子びょうぶ	1 双	360円	
	振り落し	1 式	200円	
	地がすり	1 枚	600円	
	幕類	1 枚	360円	
	指揮台	1 台	120円	
	指揮者用譜面台	1 台	120円	
	演奏者用譜面台	1 台	40円	
	譜面灯	1 個	80円	
	松羽目	1 式	960円	
	竹羽目	1 式	960円	
	演台	1 台	480円	
	司会者台	1 台	200円	
楽器	ピアノ	1 台	9,000円	スタインウェイ
	ピアノ	1 台	3,600円	ヤマハC F III
	ピアノ	1 台	2,200円	ヤマハC-7
	ピアノ	1 台	1,000円	ヤマハYU5
	電子ピアノ	1 台	1,000円	
	チェンバロ	1 台	960円	
	ドラムセット	1 式	800円	
	大太鼓	1 台	300円	台付き
音響設備	ワイヤレス受信機	1 式	1,000円	
	マイクロホン (コンデンサー型)	1 本	840円	スタンド付き
	マイクロホン (ダイナミック型)	1 本	600円	スタンド付き
	レコードプレーヤー	1 台	720円	
	CDプレーヤー	1 台	1,000円	
	オープンテープレコーダー	1 台	720円	

	カセットテープレコーダー	1台	480円	
	DATレコーダー	1台	1,000円	
	ステージスピーカー	1式	1,500円	
	エコーマシン	1台	600円	
	補助スピーカー	1台	300円	
	増幅機	1台	600円	
	ミキサー	1台	500円	
	ダイレクトボックス	1台	500円	
	アンプワゴン	1式	1,500円	
	ギターアンプ	1台	300円	
照明設備	ボーダーライト	1列	960円	
	アッパーホリゾントライト	1列	900円	
	ロアーホリゾントライト	1列	800円	
	シーリングスポットライト	1列	1,600円	
	スポットライト(1.5キロワット)	1台	300円	ハンガーまたはスタンドを含む。
	スポットライト(1キロワット)	1台	200円	ハンガーまたはスタンドを含む。
	スポットライト(0.5キロワット以下のもの)	1台	120円	ハンガーまたはスタンドを含む。
	クセノンスポットライト	1台	1,700円	
	フットライト	1式	1,000円	
	調光器	1台	1,800円	
	オートカラーチェンジャー	1式	800円	
	オーロラマシン	1台	800円	
	エフェクトマシン	1式	800円	
	波エフェクトハロゲン	1式	500円	
	ストロボ	1式	350円	
	スモークマシン	1式	1,170円	
	種板	1枚	100円	
	先玉	1個	200円	
	ミラーボール	1個	3,000円	
	ブラックライト	1台	200円	
その他	展示用パネル	1枚	130円	
	スタンド	1本	100円	
	長机	1脚	100円	
	マルチメディアプロジェクター	1台	1,400円	
	コンセント(3キロワットを超えるもの)	1個	360円	
	コンセント(3キロワット以下)	1個	180円	

	下のもの)			
--	-------	--	--	--

備考

- 1 上表の規定による利用料金の額は、別表第1に規定する時間区分のうち午前、午後または夜間のいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。
- 2 別表第1に規定する全日の時間区分において使用する場合の利用料金の額は、上表の規定による利用料金の額を3倍した額とする。
- 3 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間1時間(1時間未満の時間は、1時間とする。)につき、上表の規定による利用料金の額の5割に相当する額を利用料金として支払わなければならない。
- 4 興行の目的で使用する場合の利用料金の額は、上表および前2項の規定による利用料金の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 5 カラーフィルター等を使用する場合は、実費を勘案して市長が別に定める額を利用料金として支払わなければならない。

(4) 駐車料金

芸術ホール駐車場は利用料金制を導入していませんので、使用料は市の歳入となります。

(芸術ホール駐車場使用料 函館市芸術ホール条例別表第3)

駐車場使用料

使用者の区分	自動車の種別	駐車場使用料
施設使用者	普通自動車	2時間までは、無料とし、2時間を超えた後30分までごとに100円
	小型自動車	
	軽自動車	
施設使用者以外の者	普通自動車	1時間までは、200円とし、1時間を超えた後30分までごとに100円
	小型自動車	
	軽自動車	

備考

- 1 施設使用者とは、芸術ホールの使用者および使用者の使用に係る施設に入場した者ならびに函館市北洋資料館および北海道立函館美術館に入館した者をいう。
- 2 普通自動車とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「省令」という。)別表第1に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車を除いた乗車定員10人以下のものをいう。
- 3 小型自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 軽自動車とは、省令別表第1に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 二輪自動車とは、省令別表第1に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。)ならびに省令第1条に規定する原動機付自転車をいう。

6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項(モニタリングの実施)

- (1) 事業報告書の作成および提出
事業報告

指定管理者は、毎年度業務終了後、前年度の管理業務に関する事業報告書、収支決算書および団体の経営状況を説明する書類を作成し、翌事業年度の4月末までに提出しなければなりません。

(2) 業務報告の聴取等

市は指定管理者に対し、その管理する業務および経理の状況に関し、定期的に報告を求め業務等の実施を確認するため、実地に調査し、または必要な指示をすることができます。

(3) 利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートの実施および利用者懇談会の開催などにより、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

(4) 管理業務の評価および公表

① 指定管理者は毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い市に提出しなければなりません。

② 市は、(1)に規定する事業報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表するものとします。

7 業務の範囲および具体的内容

指定管理者が行う主な業務の範囲は次のとおりです。詳細については別添「管理業務処理要領」をご参照ください。

(1) 維持管理に関すること

館内および敷地内の清掃、警備、設備の保守点検、舞台業務など

※芸術ホール舞台業務について

芸術ホールでの催し物等の開催にあたり、スムーズな進行が図られるよう、舞台設備、附属設備機器等の適正で効率的な操作ならびに日常の保守管理・点検等により安全を確保するとともに、施設利用者との打ち合わせ、助言、指示および監督の付随業務等について円滑な運営を実施してください。また、効率的な舞台業務を行うために必要となる、適正な人数の舞台技術員等を配置してください。

(2) 文化芸術を振興する事業の実施に関すること

※指定管理者の応募にあたり、事業の実施について提案していただきます。

(3) 利用者に関すること

窓口業務、利用者への受付・案内・説明に関する業務、施設使用にあたっての補助、利用者へのサービス提供に関する業務、利用促進に関する業務、施設の使用許可 など

(4) 利用料金に関すること

利用料金の請求および領収書交付、減免申請 など

(5) 公金収納業務に関すること

ア 函館市芸術ホール条例第7条の規定に定める駐車料金の徴収および収納

駐車場使用料の徴収・収納に係る業務については、別途、委託契約を締結します。

なお、当該業務に係る経費は、当該施設の管理に係る委託料に含みます。

イ 精算機不調等により精算機を使用せず出庫した利用者からの現金による徴収・収納

(6) その他の業務に関すること

市に提出する書類の作成、市との連絡調整等庶務経理業務、利用者等からの意見、要望等への対応、事故防止、災害および事故発生時の緊急時の対応、その他施設の管理運営に必要な業務など

8 管理に関する経費等

(1) 管理に関する経費

市が設定している管理委託料の限度額は、令和5年度から令和9年度までの5年間で、1,041,561千円（消費税等は10%で算定）となっております。

(経費内訳：5か年総額)

区 分		金額(単:千円)	備 考	
支 出	人件費	305,475		
	維 持 管理費	光熱水費	115,860	電気料, 水道料・下水道使用料, ガス
		委託費	428,890	清掃, 警備, 除雪, 塵芥収集運搬, 各種設備等保守点検等
		その他	107,065	消耗品費, 燃料費, 印刷製本費, 修繕費, 通信運搬費, 手数料, 使用料及び賃借料等
		計	651,815	
	事業費	43,385		
	その他諸経費	80,051	一般管理費等	
	消費税等	108,070	10%	
	小 計(A)	1,188,796		
収 入	利用料金	113,715		
	事業収入	33,520		
	小 計(B)	147,235		
支出(A)－収入(B)		1,041,561		

注1 光熱水費については、市が使用を許可している自動販売機および函館市文化団体協議会の事務室分の支出が伴います。当該支出分は管理委託料に含まれております。

また、現在閉鎖している喫茶室が営業を再開した場合も同様となります。

(2) 経費の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。

なお、支払時期や支払方法は協定で定めます。

(3) 会計処理

北洋資料館および芸術ホールの管理に関する収入および支出は、独立の会計および口座を設け、団体の他の会計と区別して経理してください。

(4) 利用料金の取り扱い

利用料金については、利用する日に当該施設を管理している指定管理者の収入とし、指定管理期間終了の年度において、次期指定管理期間の利用に係る利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者へ引き継ぐものとします。

(5) その他

光熱水費は、現在の指定管理者が令和5年3月31日分までを負担し、新たな指定管理者が令和5年4月1日分から負担することになります。（支払方法については指定管理者間で協議していただきます。）

9 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、管理業務以外に、北洋資料館および芸術ホールの施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で自主事業を実施することができます。提案された自主事業は、市の承認を得たうえで、実施することができます。

(2) 自主事業の収入および支出

自主事業を提案する場合には、事業計画書（別記様式5-2）にその内容を記載するとともに、自主事業に係る収支計画書（別記様式7）を提出してください。

なお、自主事業で得られる利益の全部または一部を「施設の管理に係る収支計画書（別記様式6）」に計上することにより、市が支払う管理費用の縮減に充てることができます。

(3) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、市の使用許可を得たうえで、市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。（例：飲食、物品販売など）

なお、自動販売機については、市が公募し設置することとなりますので、指定管理者が自主事業として設置することはできません。

【参考】管理業務と自主事業の区分

業務または事業の性質	協定書 (処理要 領・仕様) 記載有無	設置目 的の範 囲内か 否か	業務内容	施設の管理 に係る収支 計画書への 記載の可否
管理業務 指定管理委託料または施設の利用者から徴収する利用料金、参加費、入場料、その他の収入を充てて実施する、指定管理者が行う業務として条例に規定された業務。	○	○	市が実施を義務付ける業務	○
			指定管理者の企画提案により実施することを義務付ける業務	
自主事業 指定管理者が、施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で行う事業またはその業務。	×	○	施設の設置目的内の事業または業務	× （但し、自主事業で得られた利益を計上してもよい。）
		×	行政財産の目的外使用許可による事業または業務	

10 その他の特記事項

(1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、21～22ページのとおりです。

応募者は、指定管理者が分担することとなるリスクについて適切に考慮したうえで、事業計画の立案や委託料の積算を行う必要があるので留意願います。

(2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、北洋資料館・芸術ホールの条例および同条例施行規則、函館市芸術ホール駐車場管理規則のほか、特に以下の法令を遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

ア 地方自治法第244条第2項および第3項

(公の施設)

第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 函館市情報公開条例第27条の2第1項および第2項

(指定管理者の情報公開)

第27条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法244条第1項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

ウ 函館市個人情報保護条例第20条の2第1項および第3項

(指定管理者の責務)

第20条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、自己が行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係る管理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。

3 第1項の管理業務に従事している者または従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

エ 函館市行政手続条例

指定管理者は、函館市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

(3) 管理業務の委託の禁止等

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し、市が承諾した場合は、この限りではありません。

(4) 指定の取消し等

市は、指定管理者が市の指示に従わないときや応募資格を失ったときなどは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることとなります。

なお、指定管理者は、収支計画書の年度平均収入額（自主事業分は除く。）の10分の1に相当する額の違約金を市に支払わなければなりません。

ただし、収入額が支出額を上回る場合は、当該施設の運営に要する費用（支出額等）の10分の1に相当する額とします。

(5) 損害賠償責任

指定管理者は、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償権を有します。

(6) 保険の加入に関する事項

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入していただきます。

ただし、市では施設での事故等に備え、次の保険に加入しており、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合においては、加入の必要はありません。

[市が加入する保険の補償内容]

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支払限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏えいによる損害賠償		2億円
	個人情報漏えいによる対応費用		1事故 1,000万円 年間 3,000万円

※指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。

(7) 備品の管理および帰属

市が備え付ける備品は、「管理業務処理要領」別紙 備品等一覧に記載のとおりです。

市が貸与している備品等が経年劣化により、管理業務実施の用に供することが出来なくなったとき、または新たに必要となった備品等は、必要に応じて市が購入または調達します。

指定管理者が施設利用者のサービス向上を目的に、自らの費用で購入または調達した備品等は、市と協議のうえ、管理業務の用に供することができ、当該備品等は指定管理者に帰属します。

(8) 事前準備に関する事項

指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前までに準備を行い、市または前指定管理者から必要な引き継ぎを受けるものとします。

(9) 原状回復および事務引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定される場合を除く。）または指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、市に必要な資料等を引き継ぐとともに、市または新たな指定管理者と十分事務引き継ぎを行うこととなります。

11 その他

(1) 長期休館に係る委託料の減額について

指定期間中、指定管理者の責めに帰すべき理由以外の理由により北洋資料館、芸術ホールを長期に休館する時は、当該休館期間にかかる委託料を減額するものとし、その額は市と協議するものとします。

この場合において、市は、休館期間の開始日の6ヵ月前までに、北洋資料館、芸術ホールの長期休館について、指定管理者に通知いたします。

(2) 行政財産の目的外使用許可

現在、次のとおり行政財産の目的外使用を許可しております。

・北洋資料館

①函館市文化団体協議会

事務局事務室

・芸術ホール

②東日本電信電話(株)

公衆電話BOX1基
地下埋設管206m

③一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会

自動販売機3台

・北洋資料館、芸術ホール用地

④北海道立函館美術館

館銘板等

(3) 喫茶室

1階の喫茶室については、前事業者の撤退により現在閉鎖しています。今後、新たな事業者を募集し、営業を再開する場合があります。

12 問合わせ先および応募先

函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3444

FAX：0138-27-7217

E-mail: syougaibunka@city.hakodate.hokkaido.jp

評価基準

評価項目	配点
1 施設設置の目的が達成できるか <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に合致した方針か ・施設の管理業務について十分理解しているか ・施設の保守管理，衛生管理は適正に行われるか ・管理業務に関連する法令等について理解し，遵守が見込まれるか ・経理処理は適正になされるか ・市への必要な報告や市の実地調査，市からの指示に適正に対応できるか ・市からの委託事業は効果的な内容で提案しているか ・施設管理に必要な人員を確保しているか（資格者を含む） ・管理責任者および管理・監督体制は明確になっているか 	40
2 市民の平等利用が確保され，市民サービスの向上が図られるか <ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用についてどのような考え方があるか ・障がい者等への対応は十分に図られるか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・具体性をもった利用促進策を考えているか ・積極的な情報発信などサービス向上の独自の取り組みはあるか ・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・定期的な自己評価を行うか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・職員の育成・資質向上について，どのような考え方があるか ・管理技術の向上のために必要な措置を講じるか 	40
3 収支計画は，管理運営上支障のない内容となっているか <ul style="list-style-type: none"> ・管理経費削減のための工夫を行っているか ・妥当な根拠に基づいて積算しているか ・過度・過小な積算をしていないか ・必要な経費は全て計上されているか ・当該管理業務に対する経営努力があるか 	30
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか <ul style="list-style-type: none"> ・受託への意欲・熱意が感じられるか ・指定管理者制度の趣旨を理解しているか ・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか ・団体の安定性・継続性はあるか ・団体運営における法令等を遵守しているか ・役割分担など確実性・妥当性があるか（グループ申請の場合） 	30
5 緊急時対応などの体制が確立されているか <ul style="list-style-type: none"> ・災害等緊急時に対する方針，体制が確立されているか ・事故防止に向けた取り組みを行っているか ・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か 	20

<ul style="list-style-type: none"> ・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか ・利用者の安全管理体制や対策は十分か 	
6 個人情報の適正な管理が図られるか	10
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか ・個人情報の保護について十分に理解しているか（団体運営における考え方を含む） 	
7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の給与が高い水準にあるか ・従業員の社会保険の加入等は適当か ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか ・労働条件（労働時間、健康管理、労災保険、雇用保険等）はどうなっているか ・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考え方か ・（団体において）就業規則などは整備されているか ・（団体において）正規雇用の雇用に積極的か ・（団体において）正規雇用・非正規雇用の構成はどうなっているか 	
8 環境に配慮した経営を行っているか	10
<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001を取得しているか ・環境に配慮した経営について、独自の考え方はあるか ・（団体において）環境配慮の活動（取組）実績はあるか 	
9 障がい者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10
<ul style="list-style-type: none"> ・（団体において）障がい者等の雇用に積極的か ・（団体において）男女共同参画の取り組みを図っているか ・（団体において）福祉活動の実績はあるか 	
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20
<ul style="list-style-type: none"> ・（団体において）どのような地域活動の実績があるか ・施設が設置されている地域とどのように関わっていくのか ・施設が設置されている地域へどのような貢献が図られるか 	
11 個別項目	50
<p>【施設管理・運営について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な収納管理体制が図られるか ・第三者に委託する場合の業者選定、指導・監督体制は確立されているか ・申請受付・許可業務が適正に行われるか ・利用料金の金額の設定は妥当か ・利用者数、入館者数を増やすなど、収入増加の取り組みの提案はあるか ・市の施策や市が求める提案等に対して柔軟的に対応できるか ・管理業務開始までの準備体制は十分か ・地元雇用に積極的か <p>【文化芸術を振興する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業目的に沿い、効果的に行われるものとなっているか ・事業内容が市民にとって魅力的で優れたものとなっているか ・市民へのサービス向上が図られるか ・幼児や児童、生徒および保護者への配慮やサービスは十分か ・団体独自のノウハウを発揮できるものはあるか 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民と協働で取り組む事業の提案はあるか <p>【自主事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容が施設の設置目的に沿ったものになっているか ・ 効果的な自主事業の提案であるか 	
12 提案金額の比較について ※応募団体が1団体のみの場合は削除	200
<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低提案金額／提案金額×200点 	
合 計	500
(応募団体が1団体のみの場合)	(300)

リスク分担表

項 目		内 容		負担者		
				市	指定管理者	
書類関連 リスク	作成書類の誤り	要領等市が作成した書類に関するもの		○		
		申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの			○	
制度関連 リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定, 改正等によるもの		○		
		上記以外の一般的な法令の制定, 改正等によるもの			○	
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設, 税制改正等によるもの		○		
		上記以外の一般的な新税の創設, 税制改正等によるもの			○	
維持管理 リスク	金利の変動	金利の変動によるもの			○	
	物価の変動	物価の変動によるもの			○	
	施設競合・需要変動	施設競合により利用者または収入が減少したことによるもの 当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによるもの			○	
	備品の損傷	経年劣化によるもの	購入		○	
			1件当たり80万円未満(税込)の修繕等			○
			1件当たり80万円以上(税込)の修繕等	○		
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	購入		○	
			1件当たり80万円未満(税込)の修繕等			○
			1件当たり80万円以上(税込)の修繕等	○		
	管理上の瑕疵によるもの				○	
	施設, 設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり80万円未満(税込)の修繕または購入等			○
			1件当たり80万円以上(税込)の修繕または購入等	○		
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり80万円未満(税込)の修繕または購入等			○
1件当たり80万円以上(税込)の修繕または購入等			○			
管理上の瑕疵によるもの				○		
施設の構造上の瑕疵によるもの			○			
展示物, 資料等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの				○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり80万円未満(税込)の修繕または購入等			○	
		1件当たり80万円以上(税込)の修繕または購入等	○			
政治的・行政的理由による事業の変更	政治的・行政的理由から, 業務の全部もしくは一部を中止し, または業務内容を変更したことによるもの		○			

	業務不履行	指定管理者による管理業務および協定内容の不履行		○
	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等によるもの		○
		施設もしくは機器の不備または施設改修による臨時休館等によるもの	○	
		指定管理者の提案による自主事業運営によるもの		○
	セキュリティー	指定管理者の警備不備によるもの		○
		上記以外のもの	○	
社会リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	周辺地域および施設	地域との協調に関するもの		○
	利用者への対応	施設設置，管理業務内容等に対する施設利用者等からの反対，訴訟，要望等に関するもの	○	
管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの			○	
不可抗力リスク	不可抗力（暴風，豪雨，豪雪，洪水，地震，火災，暴動等市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象をいう。以下同じ。）に伴う施設等の復旧	不可抗力に伴う施設，設備等の復旧に関するもの	○	
	不可抗力に伴う事業の中止	不可抗力に伴い，業務の全部もしくは一部を中止したことになるもの		協議事項
	指定の終了等	指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○

(別記様式1)

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名
電話 — —

函館市北洋資料館・函館市芸術ホールの指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては，当該法人の登記事項証明書
(地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては，同条第12項の証明書)
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあっては，この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

(別記様式2)

誓 約 書

申請者およびその代表者（7においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者
- 5 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（②および③に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ① 議会の議員
 - ② 市長および副市長
 - ③ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

年 月 日

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名
電話 — —

(別記様式3)

団 体 概 要 書

項 目	内 容
団体の名称	
代表者の職・氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金	令和 年 月 日現在 千円
従業者数	令和 年 月 日現在 正社員 人 非正社員 人
主たる業務内容	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	
連絡先	連絡責任者の職・氏名：
	電話番号： F A X 番号：
	E-mail：

※ 記入欄が足りない場合は、様式に準じて追加してください。

(別記様式4)

グループ申請に係る構成団体の委任状

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所
構成団体 名称
代表者の氏名
電話 ー ー

所在地または代表者の住所
構成団体 名称
代表者の氏名
電話 ー ー

所在地または代表者の住所
構成団体 名称
代表者の氏名
電話 ー ー

私達は、下記の団体をグループの代表団体として、函館市北洋資料館・函館市芸術ホールに係る指定管理者の指定の申請に関する一切の権限を委任します。

所在地または代表者の住所
代表団体 名称
代表者の氏名

※ 構成団体の記載欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(別記様式5-1)

事業計画書

団体の名称 _____

I 施設の管理に係る基本方針

1 施設設置の目的が達成できるか

2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか

3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか

4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか

5 緊急時対応などの体制が確立されているか

6 個人情報保護の適正な管理が図られるか

7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか
8 環境に配慮した経営を行っているか
9 障がい者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか
11 個別項目

※ 評価の基準となるため、具体的な考え方や取組み方針を、詳細に記載してください。

II 指定期間内の年度ごとの業務計画（令和 年度分）

1 業務の実施計画

※業務処理要領に記載する内容以上の業務を実施する場合を具体的に明示してください。

（例）

- ・年間スケジュール
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の使用許可等に関する業務
- ・文化芸術を振興する事業に関する業務
- ・施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・その他、市教委または指定管理者が必要と認める業務
- ・指定管理者から第三者への委託に関する業務

2 人員体制図

- (1) 組織体系図
- (2) 従業員配置数，職制，職種，業務分担
- (3) 勤務ローテーション
- (4) 従業員の労働条件，就業規則，従業員への教育
- (5) グループ申請の場合，構成団体の役割分担
- (6) その他

3 利用者の意見や要望の把握方法

4 苦情処理，緊急時等への対応および体制

5 利用者サービス向上の独自の取り組み

6 自主事業

実施計画，事業名，実施日，内容等

7 その他管理業務の実施に関する特記事項

※ 事業年度ごとに作成してください。なお，2年目以降が同内容の場合は，その旨の記載で可。

事業計画書

団体の名称 _____

1 利用料金の提案

(北洋資料館)

利用料金

区分	利用料金	
	個人	10人以上の団体
一般	円	1人につき 円
学生・生徒・児童	円	1人につき 円

(芸術ホール)

基本利用料金

区分		時間区分			
		午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後4時30分まで)	夜間(午後5時30分から午後10時まで)	全日(午前9時から午後10時まで)
ホール	平日	円	円	円	円
	日曜日				
	土曜日	円	円	円	円
	休日				
楽屋	1号	円	円	円	円
	2号	円	円	円	円
	3号	円	円	円	円
会議室		円	円	円	円
ギャラリー		円	円	円	円
リハーサル室	平日	円	円	円	円
	日曜日				
	土曜日	円	円	円	円
	休日				
練習室	1号	円	円	円	円
	2号	円	円	円	円
録音調整室		円	円	円	円

附属設備, 備付物件利用料金

区分		利用料金		摘要
		単位	金額	
舞台設備	リノリウム	1式	円	
	めくり台	1台	円	
	所作台	1式	円	
	花道用所作台	1式	円	

	区分	利用料金		摘要
		単位	金額	
舞台設備	仮設花道	1 式	円	
	平台	1 枚	円	
	箱足	1 個	円	
	高足	1 個	円	
	中足	1 個	円	
	木支木	1 本	円	
	人形立	1 台	円	
	長座布団	1 枚	円	
	毛せん	1 枚	円	
	上敷	1 本	円	
	金びようぶ	1 双	円	
	銀びようぶ	1 双	円	
	鳥の子びようぶ	1 双	円	
	振り落し	1 式	円	
	地がすり	1 枚	円	
	幕類	1 枚	円	
	指揮台	1 台	円	
	指揮者用譜面台	1 台	円	
	演奏者用譜面台	1 台	円	
	譜面灯	1 個	円	
	松羽目	1 式	円	
竹羽目	1 式	円		
演台	1 台	円		
司会者台	1 台	円		
楽器	ピアノ	1 台	円	スタインウェイ
	ピアノ	1 台	円	ヤマハ C F III
	ピアノ	1 台	円	ヤマハ C - 7
	ピアノ	1 台	円	ヤマハ Y U 5
	電子ピアノ	1 台	円	
	チェンバロ	1 台	円	
	ドラムセット	1 式	円	
	大太鼓	1 台	円	台付き
音響設備	ワイヤレス受信機	1 式	円	
	マイクロホン(コンデンサー型)	1 本	円	スタンド付き
	マイクロホン(ダイナミック型)	1 本	円	スタンド付き
	レコードプレーヤー	1 台	円	
	CDプレーヤー	1 台	円	

区分	利用料金		摘要	
	単位	金額		
音響設備	オープンテープレコーダー	1台	円	
	カセットテープレコーダー	1台	円	
	DATレコーダー	1台	円	
	ステージスピーカー	1式	円	
	エコーマシン	1台	円	
	補助スピーカー	1台	円	
	増幅機	1台	円	
	ミキサー	1台	円	
	ダイレクトボックス	1台	円	
	アンプワゴン	1式	円	
	ギターアンプ	1台	円	
照明設備	ボーダーライト	1列	円	
	アッパーホリゾンライト	1列	円	
	ローアホリゾンライト	1列	円	
	シーリングスポットライト	1列	円	
	スポットライト(1.5キロワット)	1台	円	ハンガーまたはスタンドを含む。
	スポットライト(1キロワット)	1台	円	ハンガーまたはスタンドを含む。
	スポットライト(0.5キロワット以	1台	円	ハンガーまたはスタンドを含む。
	クセノンスポットライト	1台	円	
	フットライト	1式	円	
	調光器	1台	円	
	オートカラーチェンジャー	1式	円	
	オーロラマシン	1台	円	
	エフェクトマシン	1式	円	
	波エフェクトハロゲン	1式	円	
	ストロボ	1式	円	
	スモークマシン	1式	円	
	種板	1枚	円	
	先玉	1個	円	
	ミラーボール	1個	円	
	ブラックライト	1台	円	
その他	展示用パネル	1枚	円	
	スタンド	1本	円	
	長机	1脚	円	
	マルチメディアプロジェクター	1台	円	
	コンセント(3キロワットを超えるもの)	1個	円	

区分		利用料金		摘要
		単位	金額	
その他	コンセント(3キロワット以下のもの)	1個	円	

暖房料金の提案(11月～4月)

2 提案金額の考え方

3 利用料金の減免について

- (1) 教育委員会が定める団体以外が利用する場合も
減免する・減免しない(該当するものを○で囲む)

- (2) 減免する場合の具体的な内容

- (3) 実施にあたっての考え方

4 利用料金の収納について

- (1) 収納の時期

- (2) 収納の方法

(別記様式6)

施設の管理に係る収支計画書 (令和 年度分)

団体の名称

1 収入

科目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 管理委託料 利用料金収入 事業収入 その他収入 (自主事業収入)			
合 計 (A)			

2 支出

科目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 人件費 ・ 給与・諸手当 ・ 福利費 ・ その他 維持管理費 ・ 燃料費 ・ 電気, 水道料 ・ 清掃, 警備料 ・ 維持補修費 ・ その他 事務費 ・ 消耗品費 ・ 備品購入費 ・ 通信運搬費 ・ その他 事業費 租税公課 ・ 消費税等 その他	(申告納税相当額を計上してください)		
合 計 (B)			

差 (A-B)			
---------	--	--	--

備 考

- 1 北洋資料館と芸術ホールの管理に係る経費を合算して作成してください。
- 2 指定管理期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 3 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙(様式任意)で示してください。(※人件費の内訳については、別途指定する様式により提出してください。)
- 4 人件費など不課税支出に対する消費税相当額(申告納税相当額)については、租税公課に「消費税」として計上してください。
- 5 消費税の免税および簡易課税の対象事業者は、その旨を備考欄に記入してください。
- 6 消費税等は10%で計算してください。

(別記様式 7)

自主事業に係る収支計画書 (令和 年度分)

団体の名称 _____

1 事業名

2 事業内容

3 収支計画

(1) 収 入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 販売収入 その他の収入			
合 計 (A)			

(2) 支 出

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 仕入等			
合 計 (B)			

差 (A-B)			
---------	--	--	--

備 考

- 1 指定管理期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し、具体的な積算の内訳・根拠を別紙 (様式任意) で示してください。

4 特記事項

(別記様式8)

質 問 票

公の施設の名称 函館市北洋資料館・函館市芸術ホール
団体の名称

提出年月日 令和 年 月 日

連絡責任者の職・氏名：	
電話番号：	F A X 番号：
E-mail：	

質問事項	
------	--

収支計画書補足資料： 人件費の積算内訳(詳細)について

施設名		担当者名	
申請団体名		電話番号	

1枚目

No.	(1) 職名	(2) 人件費積算額の内訳 ※収支計画書に記載した額(年額)				(3) 左記内訳のうち、①の積算根拠					(4) 所定 労働日数	(5) 所定労働時間		(6) 時間単価①	(7) 時間単価②	(8) 雇用形態		(9) 指定管理 業務以外 の業務へ 従事させ る予定	
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
		基本給 +基準内手当	基準外手当	法定福利費 福利厚生費	合計 ①+②+③	給与 形態	積算 単価	積算 数量	⑦の 単位	年額 ⑥×⑦=⑨	年間	1日あたり	年間	時間換算額 ⑨/⑫	時間換算額 (①+②)/⑭	雇用期間 による別	勤務先 における呼称		
1																			
2																			
3																			
4																			
5																			
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
【計】																			

(10)	①に含まれる 基準内手当の名称	
------	--------------------	--

収支計画書補足資料：人件費の積算内訳（詳細）について 記 載 要 領

本資料は、収支計画書に記載された人件費の積算内訳について、その詳細を明らかにし、より適正な評価を行うための補足資料です。

なお、本資料は指定管理者候補者の選定における評価資料となるほか、指定管理者として指定を受けた場合には、毎年度、従業員への賃金支払状況等について、本資料の記載内容に基づき履行確認調査を行いますので、適切に記載されるよう留意してください。

項目名	説 明
(1)職名	<p>収支計画書における人件費の積算内訳に基づき、業務従事者の職名について記入してください。</p> <p>例) 責任者, 副責任者, 係員A, 係員B, ○○担当, 清掃員 など</p> <p>※ <u>1人1項目として記載してください。</u></p>
(2)人件費積算額の内訳	<p>1人1人の積算額（<u>指定初年度の年額</u>）について、下記区分による内訳を記入してください。</p> <p>①基本給＋基準内手当 人件費積算額のうち、基本給および基準内手当の相当額を記入してください。</p> <p>※ 基本給とは、従業員個人の属性（年齢、知識、経験、技能）および職務の要求する要素（職務知識、指導、監督責任、業務責任等）によって決定される賃金をいいます。 従って、年齢や勤続年数、学歴などによる本人給、職能給、役職給、技能給等は含みますが、歩合給等の能率給や家族手当、交通費などの生活補助給や時間外割増賃金は含めません。</p> <p>※ <u>基準内手当とは、毎月きまって支払われる基本的な賃金で最低賃金制度の所定内給与に区分される手当をいいます。</u></p> <p>②基準外手当 人件費積算額のうち、最低賃金制度において<u>最低賃金の計算に含めない「臨時的な手当等」</u>の相当額を記入してください。</p> <p>※ 「<u>臨時的な手当等</u>」 ア 臨時に支払われる賃金【結婚手当など】</p>

	<p>イ 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金【賞与など】</p> <p>ウ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金【時間外割増賃金など】</p> <p>エ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金【休日割増賃金など】</p> <p>オ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分【深夜割増賃金など】</p> <p>カ 精皆勤手当，通勤手当及び家族手当</p> <p>※ 最低賃金制度に関する疑問点等については，最寄りの労働基準監督署等にご相談ください。</p> <p>③法定福利費・福利厚生費 人件費積算額のうち，法定福利費および福利厚生費の合計額について記入してください。</p> <p>④合計 上記①，②，③の合計額を記載してください。 また，表の最下段の【計】欄に，①～④それぞれの合計を記入し，<u>収支計画書に記載した指定初年度の人件費総額と一致することを確認してください。</u></p> <p>※ 資料が，2枚以上にわたるときは，それぞれのページごとの【計】欄を合計した数値を【合計】欄に記入して，収支計画書に記載した人件費総額と一致することを確認してください。</p>
<p>(3)左記内訳のうち，①の積算根拠</p>	<p>⑤給与形態 配置労働者の給与形態について，「月給制」，「日給制」，「時給制」のいずれかから該当するものを選択して記入してください。（プルダウンメニューから選択可能です。）</p> <p>⑥積算単価 ①の金額の積算根拠となる⑤に基づく積算単価を記入してください。</p> <p>⑦積算数量 ①の金額の積算根拠となる積算数量を記入してください。</p> <p>⑧単位 ⑦の単位を記入してください。（例）月，日，時間</p>

	<p>⑨年額 下記計算式にて得られる額を記入し、①の記載額と一致することを確認してください。</p> <p>【計算式】 $\text{年額} = \text{積算単価} \times \text{積算数量} = \text{①}$ $\text{⑥} \qquad \qquad \text{⑦}$</p>
<p>(4)所定労働日数</p>	<p>⑩年間 就業規則，雇用契約書，労働条件通知書，本業務仕様書，現場のシフト等に基づく年間の所定労働日数を記入してください。</p>
<p>(5)所定労働時間</p>	<p>⑪1日あたり 就業規則，雇用契約書，労働条件通知書，本業務仕様書，現場のシフト等に基づく1日あたりの所定労働時間（休憩時間を除く）を記入してください。</p> <p>※ 勤務シフト等により，1日の所定労働時間が異なる場合には， 「年間所定労働時間 ÷ 年間所定労働日数」により1日あたりの所定労働時間を算出して記入してください。（単位は「時間」として，小数点第3位を切り上げ表記します。）（例）45分は0.75時間</p> <p>⑫年間 就業規則，雇用契約書，労働条件通知書，本業務仕様書，現場のシフト等に基づく年間の所定労働時間を記入してください。</p>
<p>(6)時間単価 ①</p>	<p>⑬時間換算額 下記計算式により得られた額を記入してください。</p> <p>【計算式】 $\text{時間換算額} = \text{年額} \div \text{年間所定労働時間}$ $\text{⑨} \qquad \qquad \text{⑫}$</p> <p>※ 小数点以下は切り捨て</p>

<p>(7)時間単価 ②</p>	<p>⑭時間換算額 下記計算式により得られた額を記入してください。</p> <p>【計算式】 時間換算額 = {(基本給年額+基準内手当年額) + 基準外手当} ÷ 年間所定労働時間 ① ② ⑫</p> <p>※ 小数点以下は切り捨て</p>
<p>(8)雇用形態</p>	<p>⑮雇用期間による別 下記から該当するものを1つ選択し、記入してください。(プルダウンメニューから選択可能です。) 「常雇」・・・・・・・・雇用期間を定めない契約で雇う者(定年までの場合を含む) 「常雇(有期)」・・ 1年を超える雇用契約期間で雇う者 「臨時雇」・・・・・・・・1ヶ月以上1年以内の期間を定めて雇う者 「日雇」・・・・・・・・日々または1ヶ月未満の契約で雇う者</p> <p>⑯勤務先における呼称 勤務先における雇用上の呼称について、下記から該当するものを1つ選択し、記入してください。(プルダウンメニューから選択可能です。) 「正規職員」、「パート」、「アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、 「契約社員」、「嘱託」、「その他」</p> <p>※ 呼称については、<u>全く同じではなくても、意味合いとして最も近いもの</u>を選択・記入してください。 ※ その他を選択する場合は、「その他(〇〇〇)」と記入してください。</p>
<p>(9)指定管理業務以外の業務へ従事させる予定</p>	<p>配置労働者を、指定管理業務以外の業務(団体における他部門の業務)に従事させる予定の有無について、記入してください。(プルダウンメニューから選択可能です。)</p>
<p>(10)①に含まれる基準内手当の名称 ※記入欄は1枚目最下段です。</p>	<p>①に含まれる基準内手当の名称を記載してください。</p> <p>※ 基準内手当とは、毎月きまって支払われる基本的な賃金で最低賃金制度の所定内給与に区分される手当をいいます。 <u>下記の「臨時的な手当等」を、①に含めることはできませんので留意してください。</u> ア 臨時に支払われる賃金【結婚手当など】 イ 1箇月を超える期間ごとに支払われる賃金【賞与など】</p>

	<p>ウ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金【時間外割増賃金など】</p> <p>エ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金【休日割増賃金など】</p> <p>オ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分【深夜割増賃金など】</p> <p>カ 精皆勤手当，通勤手当及び家族手当</p>
--	--